

順治二年（1645）の蘇州（1）

滝野邦雄

はじめに

拙稿は、『吳城日記』を中心として清朝による支配が始まった直後の蘇州の状況を考察するものである。『吳城日記』は、著者が蘇州城内外で目にした有様が日記体で記されている。筆者は不明であるが、その内容から、著者は、蘇州北西部の閶門付近に住み、ずっとその地にとどまっていたいわゆる生員（秀才）の階層に属した人物ではないかと推測できる。したがって、この書物を検討することで、生員（秀才）の立場から見た順治年間初期の蘇州の状況はどうであったのかを知ることができるのではないかと考える。なお、葉廷瑄（字は紫陰、号は調生・愛棠・苕生・蛻翁・蛻廬病隱・十如老人。蘇州吳縣の人。乾隆五十七年〔一七九二〕～同治八年〔一八六九〕）によって整理された『吳城日記』は、鈔本として伝わり、一九八五年に「江蘇地方文獻叢書」に収められ、初めて活字化された書物である。

『吳城日記』巻末に、葉廷瑄がつぎのように記している。

此の書は、順治二年の大兵 初めて吳門に到るの諸事を紀す。作者の姓名を著わさず。當に是れ吳士の心有る者の爲す所なるべし。乙酉（順治二年）五月に起こり、癸巳（順治七年）八月に終わる。凡そ八年餘なり。原書は舊と印氏鷗天閣の所藏と爲す。共に四冊。頗る繁瑣冗雜にして、尋常の日記なるのみ。余（葉廷瑄） 借りて觀て、蕪（乱雜）を刪りて要（要点）を擇ぶを爲し、此の一帙を存す。庶わくは野史の列に廁^{まじ}わらんことを。蛻翁（葉廷瑄）記す（『吳城日記』巻下・巻末・二四一頁・江蘇古籍出版社・一九九九年刊）。

四冊の「頗る繁瑣冗雜」な日記を「蕪（乱雜）なところを刪って、要（要点）を擇びだした（刪蕪擇要）」ものだという。

また、葉廷瑄の『鷗陂漁話』によると、『吳城日記』は、

無名氏『吳城日記』三卷 印氏鷗天閣に得。順治二年大兵の初めて吳門に到るの事を紀し、頗る遺聞の采る可き有り……〔薙髮を拒んで処刑された人たちのことは、いろいろと記録されているが、憑寧延が薙髮を拒んで処刑されたことは〕二百年來、名姓 翳如（湮滅して分からない）たりて、事 幾んど湮沒（埋沒）せんとす。『吳城日記』の其の大略を著すに非ざれば、又た孰れが之を知り、孰れが之を傳えんや（同治九年『鷗陂漁話』巻二・十三葉～十四葉・「吳城日記憑孝廉事」条）。

といわれる。

後人による仮託である可能性も否定できないが、他の書物などにも記録されている些末な事

柄が、『吳城日記』ではより詳しく具体的に記述されていることなどから考えると、仮託である可能性は低いのではないかと考える。

拙稿では、「江蘇地方文獻叢書」のひとつとして、江蘇古籍出版社から一九九九年に出版された繁體字版『丹午日記・吳城日記・五石脂』所収の『吳城日記』を用いる（簡體字版は、一九八五年に出版されている）。なお、江蘇古籍出版社版『吳城日記』の「吳城日記説明」では、『啓禎記聞録』（「痛史」第十三種所収本・辛亥十一月初版）の卷五から卷八までの部分とこの『吳城日記』とは、増減や出入はあるが、ほぼ同じ内容のものであり、同じ系統の写本に基づいたものと言う。ただし、『啓禎記聞録』という書物は、基本的には『吳城日記』に基づくものの、それ以外のいくつかの書物（写本）を寄せ集めて成立したものではないか、と私は考えている。さらに言うと、『啓禎記聞録』が基づいた『吳城日記』の写本は、葉廷瑄によって整理される前の「頗る繁瑣冗雜」な四冊本に近いものであったと思う。詳しくは、拙稿の最後で考える所を述べてみたい。

なお、拙稿を作成するにあたって、おおくの貴重なご教示をいただいた復旦大学の周振鶴教授と李曉傑教授、そして蘇州の文學山房舊書店の江澄波氏に心より感謝申し上げます。

(1) 崇禎十七年（順治元年）¹⁾

①四月・五月

順治二年四月末～五月六日

四月末の蘇州の状況について、闕名の撰者による『蘇城紀變』（國學保存會印『國粹叢書』第三集・光緒三十二年（一九〇六）發行）²⁾は、つぎのように伝えている。

乙酉（順治二年〔一六六五年〕）四月の杪、吳中 惶惶（たちまち）として兵の下るの憂い有り。時に守土の諸臣は、礪兵（兵器を手入れし、戦いの準備をする）し、雉（城壁）を修めて天子の爲に封疆（国境）を保つを思わず。惟だ難に臨みて林下（山林田野）に逃れんことを知るのみ。諸公は、散財して士を募りて有司と偕に吾が圉（国境）を固くするを思わず。但だ束装（旅装を整え）して遁れんことを知る。端午の後の六日に延及し、競いて北兵必ず至らんと傳わる。漏下三鼓（夜十一時から翌一時）、逃竄（逃げ惑う）する者 紛々（衆多）たり。余 時に已に葑門外の曹氏を續紘（後添えとする）す。平旦（明け方の三時から五時）に束髮（髪を結う）し往き觀て、行きて安利橋³⁾に至る。但だ見る城中の男女老幼 門を争うて出で、哭聲は天を震し、履舄 地に徧く、孩赤（嬰兒）委（放置）され、諸々の清流の老羸（老弱の人）踐踏に斃る。即ち一の葑門も是の如し、他門も知る可し。是の日、隣里・親戚 各自逃（逃）生（命からがら逃げだす）す。[とところ] 余の囊洗うが如し、老荆（老妻）と束手待斃（手をこまねいて成り行きに任せる）す。甚しきは舟を以て河下に泊め、巖にし以て[人を]却くる者あり。晨炊（早飯）の後、人心 漸く

安んず。避匿する者 亦た漸く、停止す。傳え聞くに、北兵^{ただち}徑に丹陽より建康を取り、

- ✓ 1) 『啟禎記聞』巻五の最初の部分に、以下のような明末清初の状況についての評論がある。なお、『吳城日記』には、この文はない。ここで示されるのは、流寇（李自成）が明朝を滅ぼし、清朝はその流寇（李自成）の罪を正して、陝西に追い出し、中原を支配した。南明政権は、史可法を除いて腐敗していた。清朝の軍隊が長江を渡ると、人々は反抗せずに降伏した、という理解である。清政権の立場に立った理解と似通ったものであることや、『吳城日記』にはないことなどからすると、『吳城日記』の著者の文章ではなく、『啟禎記聞録』が成立する時に巻五の最初に付け加えられた文章でないかと推測できる。

去歲の甲申（崇禎十七年（順治元年）：一六四四年）の變、流寇 燕京に驟入し、先帝 身もて宗社に殉じ、國破れ家亡ぶを致す。臣民 禍を羅り、慘毒 言うに勝う可からず。乃ち寇盜は終に大器に非ず、始めは偽りて寛厚（寛大）を爲すと雖も、卒に搜括（掠奪）・屠戮するに至りて、能く中原を撫定する無し。未だ幾ばくならずして、北朝 興師（擧兵）して討罪（罪人を討伐する）し、寇 能く寇する無く、遁れて陝西に往く。□主 遂に燕京に入る。北直・山東・河南・山陝・川蜀等の處は、皆な有する所と爲る。建國して「大清」と號し、「順治」と改元す。官位は多く大明の舊に仍る。甲申（崇禎十七年）五月、南中の諸臣 福王を擁戴し、之を留都に立て、晉・宋の國を江左に立つるが如くせんと欲す。亦た祖宗の血食（供物を受享する）を不墜（失わない）に緝けんとなす可し。奈ぞ嗜酒貪淫にして、殊に憂勤（國事に励む）し屬情（こころを託す）の主にならず。又た閣臣の馬士英を寵任し、贖貨（納賄を貪る）擅權（大權を掌握する）にして、仕路を穢濁（汚濁）す。朝に正人鮮し、僅かに一の史可法 身は内閣兵部の任を兼ぬ。惜しむらくは但だ督師して外に在りて、同心して共濟する者に乏し。傾くの大廈を將って、豈に一本もて能く支えんや。用是（このため） 心は獨り苦しみ、志は未だ伸びず。高・劉・鄭・左の諸鎮 兵を擁して跋扈し、史閣部 [疑うらくは脱誤有らん] 此曲説。用って高傑を除くを計る。[それは] 乃ち其の兵卒 尙お多く、過ぐる所は肆に掠えばなり。乙酉（順治二年（弘光元年）：一六四五年）春、江北の瓜 [州]・揚 [州]・通 [州]・泰 [州] 俱に高 [傑] の兵の擾害（危害）を被る。長江 舟楫を通ぜず。未だ幾ばくならずして、北兵 大いに [軍隊を] 擧して、南のかた維揚（揚州）に來る。史閣部（史可法）の拒み守るに因り、攻られ城破れ、合城（全城） 屠を受く。[清朝の軍隊は] 江を渡りて直ちに南都に指う。先聲（前触れ）の至る所 人心震攝（震驚）し、血刃を待たずして、開門して延入（引き入れる）す（『啟禎記聞』巻五・一葉・「痛史」第十三種所收本・辛亥（一九一一年）十月初版）。

李自成が明政権を滅ぼしたものの、新しい王朝を建てる能力はなかった。そこに、清朝が挙兵し、李自成一を追い出し、中原を平定し、清政権を打ち立てた。その順治元年五月に、南京の諸臣が福王を擁立して、かつての東晉や南宋のように、明王朝の存続を考えた。ところが、福王はその適任者ではないうえ、馬士英を信任して、政治を腐敗させた。南明政権には、史可法しか頼るべきものがいなかった。史可法は軍閥の跋扈の対策に追われた。順治二年（弘光元年）春に清朝の軍隊が揚州に到着し、史可法が徹底抗戦したために、町全体が屠殺された。清朝の軍隊は長江を渡り、南京に向かった。お触れが至ると、人々はおそれ、戦うことなしに城門を開いて降伏した、という。

- ✓ 2) 謝國楨（字は剛主。河南安陽の人。一九〇一年～一九八二年）の『晚明史籍考』では、『蘇城紀變』をつぎのように解説する。

不著撰人名氏

按ずるに、乙酉五月、南京 守らず、蘇・常一帯の人民 一日に數驚す。里中の孝廉の楊維斗と吳江の潘爾彪とは、起義して城を守らんと欲するも遂げず。楊文驄 一旅孤軍を提し、亦た風を望みて逃げ去る。郡守 風を望みて迎え降る。清兵 遂に戦わずして蘇城に入り據る。焼殺淫掠 爲さざる所無し。作者 身を其の境に歴し、其の變を目睹す……（『晚明史籍考』巻十四・抗清義師・「蘇城紀變附續記一卷 國粹叢書本 明季史料叢書本無續記 海鹽朱氏舊藏鈔本」条）。

なお、共和甲戌印『明季史料叢書』第八冊所収影印鈔本・上海圖書館藏鈔本は、題名を『蘇城記變』とする。ただし、本文については、異同はない。また、私の目睹した『明季史料叢書』本には、「續記」が附されている。この書も後人による仮託である可能性は低い、と私は考える。

徐むろに四郡を定む、と。暮れに抵り、閩兵四人の靈官廟に投宿し、食を乞う有り。[その兵士たちが]云う、初八日に北兵と江上に交鋒し敗走し、失伍（部隊からはぐれる）して、此に至る、と。是の時、舊撫の張鳳翽（翔）已に去り、新任の霍達 方に至り、一籌（一つの方策）も展する莫く、日々惟だ舫齋に坐臥す。以て遁走に便なればなり（『蘇城紀變』不分卷・一葉・國學保存會印『國粹叢書』第三集・光緒三十二年（一九〇六）發行）。

（順治二年（弘光元年）四月末、蘇州はたちまち軍隊の南下することを憂えることになった。この時、蘇州の地方官は、軍備を整え防禦を固め、天子のために国土を守ろうなどとは思わず、ただ危機に瀕して山野に隠れることだけを考えていた。名士の人たちは、散財して勇士を募り、役人とともに国境（くにぎかい）の守りを固めようとは思わず、ただ荷物をまとめて遁れることを考えていた。端午の次の六日になって、北兵（清朝の軍隊）が必ずやってくるかと争い伝わった。真夜中に、逃げまどう者が多くいた。私（『蘇城紀變』の撰者）は、葑門の郊外の曹氏を後添えに娶っていた。夜明け前に、髪を結って様子を見にゆき、安利橋まで行った。蘇州城内のあらゆる人たちは、先を争って城門から出た。哭声は響き渡り、履いていた靴は、あちこちに散らばり、赤子は置き去りにされ、老齢の名士は、踏み倒されていた。南東にある葑門でもこの状態なので、他の城門も推して知るべきであろう。この日、近所や親戚は各自命からがら逃げだし身の安全をはかろうとした。しかし、私（『蘇城紀變』の撰者）のふところは洗うがごとしで、老妻とただ手をこまねいて成り行きに任せるだけであった。甚だしいのは、船を運河に停泊させて、厳しく避難する人を近寄せない者もいた。朝食の後、人心はようやく落ち着いてきた。逃げ隠れようとした者も、ようやく留まるようになった。北兵（清朝の軍隊）は丹陽から南京を占領し、だんだんと蘇州附近の四郡を制圧しようとしている、と伝え聞いた。夕暮れに、閩（福建）の兵士四人が靈官廟に投宿し、食事を求めた。そして、「八日に北兵（清朝の軍隊）と長江で交戦して敗走し、部隊からはぐれてしまい、ここにやってきた」といった。この時、もとの巡撫の張鳳翽は、配置転換となっていた。新任の霍達は、ちょうど赴任してきたものの、一計を案ずることなく、日々舟の中にいた。逃げ出すのに便利だったからである）。

蘇州の地方官や、指導者階層の人たちは、国の事を考えず、ただ自分の身の安全のみを考えていた。五月六日に、清朝の軍勢が間違いなく押し寄せてくる、と伝わりと人々は真夜中から逃げ出した。ただし、朝食の頃になると、騒ぎも落ち着いてきたという。また、新任の巡撫の霍

3) 潘君明（1937年～）氏の『蘇州街巷文化』の「安利橋（路）」条には、

西は葑門路に起き十全街に接し、東は安利橋を経て南に向かい折れて徐公橋に至り、葑門西街と相い連なる。此の橋は葑門を進出するの必ず経るの路と爲し、古代「保境安里」の關隘（関所）の地段（地域）と爲せば、橋・路 此れを以て名を得。近ごろ「安利橋」と寫き做すは、誤りなり（修訂版『蘇州街巷文化』三 有關橋梁河濱命名的街巷・1 以橋梁命名的街巷・「安利橋（路）」条・一七六頁・古吳軒出版社二〇一二年出版）。

とある。

達は、何もせず閩門外の運河に浮かべた船にいただけである。逃げ出すのに便利だったからである、という。

六日の真夜中に騒然としたものの、七日の朝には落ち着いた。それは、つぎのような邸報があったことと関係があるのかもしれない。祁彪佳は、南明政権の軍隊と清朝の軍隊とが長江をはさんで対峙していた時の様子を伝える邸報を「日記」に記録している。

〔弘光元年（順治二年）五月〕初九日、邸報を閲むに、「虜の瓜州に在る者は、二千に過ぎず、且つ真奴は多からず。鄭羽公（鄭鴻逵）水師を督^{ひき}いて、斬獲すること甚だ多し」と知る。然れども實は虜 此の日に於いて霧に乗じて數百騎を以て艮山に至る。而して鄭羽公（鄭鴻逵）即ち楊監軍と海を航^①る（『祁忠敏公日記』乙酉日曆・「弘光元年（順治二年）五月初九日」条・十三葉～十四葉：民國二十六年（一九三七）紹興縣修志委員會校刊本による）。

①『小腆紀年附考』卷第十・「弘光元年（順治二年）五月己丑（初八日）」条には、「〔楊〕文驄蘇州に走り、〔鄭〕鴻逵と〔鄭〕彩等は舟師を以て海に入り、福建に走る」とある。

祁彪佳が五月九日に読んだ邸報では、「長江の北岸の瓜州で対陣しているのは、二千人に過ぎず、また、ほんとうの満洲族の兵は多くない。南明の鄭鴻逵が水軍を率い、殺害したり捕虜にしたりしたものはたいへん多い」とあったというのである。

実際には、九日に清朝の軍が長江を渡り、鄭鴻逵と楊文驄とは逃げ出している。

〔弘光元年（順治二年）五月〕庚寅（九日）、北兵 師を潜ませて江を渡り、我師 潰ゆ。鄭鴻逵・楊文驄 遁る（『南渡錄』卷之六・「弘光元年（順治二年）五月庚寅（九日）」条）。⁴⁾

順治二年五月十一日

乙酉（順治二年）五月十一日、始めて北兵の南京に入るの確耗（確実な情報）を聞く⁵⁾、〔それによると〕宏（弘）光〔遁走して〕執われ、馬士英 逃亡し、豫王 已に南京を撫定す、と。大兵 將に我が蘇〔州〕に及ばんとするを知り、呉城の士庶民 驚懼し、紛紛と家を挈^{たずさ}えて竄徒（逃散）す。是の日、舊撫院（巡撫）の張鳳翔⁶⁾・新撫臺（巡撫の別稱）の霍達⁷⁾・按院（巡按御史）の周師盛（周元泰）⁸⁾ 將に暮にならんとするの時に俱に南馬頭⁹⁾の舟中に於いて會晤（會面）す。舊撫臺（巡撫：張鳳翔）及び按院（巡按御史）俱に是の夕べに於いて遁れ去る。新撫臺（巡撫）亦た停駐して岸に登らず。六門（閩門・胥門・盤門・葑門・婁門・齊門）夜を徹して閉まらず、兵を避くる者出入に任す。恐らく一たび禁閉（閉鎖）すれば、則ち人 愈々張惶（驚慌）して、内變あるの故なり（『吳城日記』卷上・「乙酉（順治二年）五月十一日」条・二〇五頁・江蘇古籍出版社・一九九九年刊）。（五月十一日になって始めて清朝の軍隊が南京に入城したとの確実な情報を聞いた。それによると、弘光帝（福王）は、捕らえられ、馬士英は逃亡し、豫王がすでに南京を平定したというものであった。清朝の軍がわが蘇州にやってくることを知り、蘇州の士大夫・庶

- 4) 『南渡録』は、清朝の軍が長江を渡った様子をつぎのように伝える。

江上 相持する者 三日なり。會たま是の日、大霧あり。北兵 七里港より渡り、霧 斂まる。我師 兵の江上に駐まるを見るも、未だ何れの兵なるかを知らず。飛矢 蝗の如くなるに及びて、群驚して曰く、北兵 至れり、と。歩兵 倉卒（あわただしく）に甘露寺の前に列陣するも、北兵 騎を以て之を突けば、悉く潰走す。閩・浙の歩兵 焚掠（焼き払い掠奪する）して丹陽に至りて浙に入る。〔鄭〕鴻達等 舟師を以て海に入る（『南渡録』巻之六・「弘光元年（順治二年）五月庚寅（九日）」条）。

また、文秉の『甲乙事案』は、つぎのように伝える。

清兵 瓜州に駐まり、營を北岸に列す。鄭鴻達・黃斌卿・黃蜚 鎮江に駐まり、營を南岸に列す。相持する者 兩日なり。庚寅（九日）早、清兵 閘を開きて舟を放ち、江を蔽いて南す。三鎮の兵 各々帆を張りて東に通ぐ。江南の諸師 皆な潰ゆ。諸將 各々甲を卸ぎて鼠竄（こそこそと逃げ去る）す。蘇松巡撫の霍達 尚お未だ任に到らざるに、變を聞く。即ち服を易え蘇州に潛入す。鄭鴻達 路は丹陽を経て、燒劫して南奔す。黔兵の楊文驄に従う者は止だ五百人を存するのみ。清兵 已に江を渡るに、鎮江 備え無し、と傳言あり。都人 大いに震う（『甲乙事案』巻下・「弘光元年（順治二年）五月己丑（八日）」条）。

計六奇の『明季南略』では、つぎのように伝える。

予（『明季南略』の著者の計六奇）聞くに、豫王 江を渡らんことを謀り、夜半 西北の風の大きに順なるに乗じて、軍中の每人をして案二張・火十把を具えしめ、如し違えば、笞四十棍とす。衆兵 民間の檯（テーブル）几（小卓）及び掃帚（ほうき）を掠う。帚を將って檯の足上に繫縛（くくりつける）し、油を沃ぎ火を燃け、昏夜に風に乗じて江中に放入す。流れに順いて下り、火光 天に徹く。南兵 之を見て、謂う、清師 江を濟る、と。遂に大いに發砲して之を撃つ。久しくして、砲 幾んど盡く。〔そこで、豫〕王は乃ち七里港より江を渡る（『明季南略』巻之四・「豫王渡江」条）。

- 5) 浙江山陰（紹興）の故郷にいた祁彪佳は、五月十七日に弘光帝（福王）のことを、日記につきのように記している。

吳期生 過訪し乃ち「聖駕 初十日に江を渡るの信を聞く」と知る。即ち是の夜の三鼓（三更：夜十一時から翌一時）に於いて播遷（遷徙）するなり。又た、十一日の早に出ずと云う者有り。于瀛長公祖（于穎、字は瀛長。金壇の人。崇禎四年辛未科（一六三一）二甲二十三名の進士）の書を得るに、京口の三邑 俱に歸順す。潤城 張文光を以て之を守らしむ、と言う、又た云う、京口及び丹陽の過ぐる所は亦た焚掠無し、と云うを得」と云う……（『祁忠敏公日記』乙酉日曆・「五月十七日」条・十四葉）。

①乾隆十五年重修『金壇縣志』（巻之七・選舉志・進士・九葉・「于穎」条）によると、「字は瀛長。工部主事を授けられ、員外郎を以て差して南中河道を督す……工 竣わり、郎中に陞り、順徳知府を授けらる。起復して紹興知府に補せらる。後、本省の督糧道に陞り、兗運に功有りて、分守寧紹道に改めらる」。

- 6) 張鳳翔の経歴については、康熙（光緒重刻）『堂邑縣志』に、

張鳳翔、字は稚羽、萬（「曆」字を避けるため一字空格）丁酉科（萬曆二十五年〔一五九七〕）の舉人、己丑科（萬曆二十九年辛丑科〔一六〇一〕三甲九十三名）の進士。廣平府推官に官たりて、吏部稽勳司主事に陞り、文選司郎中を歴て、太常寺少卿都察院僉都御史巡撫保定に陞る。魏忠賢に忤りて、籍を削らる。〔魏〕忠賢 誅せられ、吏部左侍郎に起こされ、工部尚書に陞る。宜興の周相（周延儒：字は玉繩。宜興の人。萬曆四十一年癸丑科〔一六一三〕の狀元）に忤り、陝西に戍せらる。尋いで兵部尚書に起こさる。未だ幾ばくならずして罷む。國朝 戸部右侍郎に起こす。山東の加餉八十三萬を減ずるを請う。吏部左侍郎に轉じ、都察院右副都御史を加えらる。三省總督を設け、張存仁を用いて諸々の土寇を平らぐるを請う。〔順治八年〔一六五一〕に〕工部尚書に陞りて、太子太保を加えらる。〔順治十年〔一六五三〕に〕致仕す。著わす所に『四書柏』・『大中移愚性』・『塵石藁』の諸集有り。卒して祭葬を予えらる（康熙（光緒重刻）『堂邑縣志』巻十二・選舉 第二十八上・「張鳳翔」条・三葉～四葉）。

①『明史』（巻一百十二・表第十三・七卿年表）には、崇禎五年（一六三二）から崇禎九年（一六三六）まで、「張鳳翼」が兵部尚書に任ぜられたとあるが、「張鳳翔」が兵部尚書であったという記載はない。

とある。

また、『清史列傳』卷七十九・貳臣傳乙・「張鳳翔」条によれば、

張鳳翔 山東堂邑の人。明の萬曆二十九年（一六〇一） 廣平府推官に除せられ、尋いで給事中に擢せらる。時に太僕卿の南企仲 礦税を罷むを請うを以て鑄級（降職処分）さる。[張] 鳳翔 上意を迎えて[南] 企仲の他の事を劾す。[南] 企仲 遂に籍を削らる。天啓の間、兵部侍郎に累遷して、保定に巡撫たり。東林黨なるを以て給事中の薛國觀の爲に劾せられ罷む。崇禎の初め、故官に復す。[崇禎]二年（一六二九）、工部尚書に遷る。十一月、京師 戒嚴するに、軍械の備わらざるを以て下獄す。四年（一六三一）四月、久旱もて求言（広く意見を求める）す。言う者 多く緩刑を請う。[そのおかげで、張] 鳳翔 死を免れるを得て、邊衛（邊境地区の衛所）に戌せらる。尋いで召し還り、兵部侍郎を授けらる。[崇禎]十七年（一六四四）三月、李自成 京師を陥し、[張] 鳳翔 拷掠（むち打ちの拷問）を受く。賊の西遁するに及び、間に乗じて（その期に乗じて）里に歸る。尋いで福建に至り、明の唐王の朱聿鍵の浙直總督と爲る。本朝の順治三年（一六四六）、大兵 福建を定め、[張] 鳳翔 投誠し、戸部右侍郎を授けらる。[順治]五年（一六四八）七月、吏部左侍郎に調せらる。六月、恩詔に遇いて右都御史の銜を加えらる。[順治]八年（一六五一）閏二月、工部尚書に擢せらる。是の年、恩詔に遇いて太子太保を加えらる…… [順治]十年（一六五三）正月、乞休し、詔もて乘驛して回籍す。[順治]十四年（一六五七）、卒す（『清史列傳』卷七十九・貳臣傳乙・「張鳳翔」条）。

と述べる。

両書によれば、明朝においては、萬曆二十九年（一六〇一）に進士となり、廣平府推官に除せられ、給事中となった時に、礦税を廃止するようお願いした南企仲を皇帝の意を受けて弾劾する。天啓年間に兵部侍郎となり、保定巡撫となる。東林党に属していたため、薛國觀に弾劾され辞めさせられる。崇禎の初めに、復歸し、崇禎二年（一六二九）に工部尚書となる。十一月、北京が戒嚴状態になった時に、兵備が備わっていなかったことから、下獄する。四年（一六三一）四月に、長引く早のために、減刑するように願い出るものが多くあり、そのおかげで、張鳳翔は、死を免れ、辺境に戌せられる。そして召し返されて、兵部侍郎を授けられる。この後、崇禎十七年三月まで、兵部侍郎の任にあったようだ。

康熙（光緒重刻）『堂邑縣志』・『清史列傳』ともに言及しないが、明朝崩壊後から南明政権下の時期、張鳳翔は、つぎのようであった。

まず、崇禎十七年（一六四四）三月、李自成一が北京を占領すると、張鳳翔は他の官僚と同じように、捕らえられ拷問にかけられる。ところが、突然四月八日に釈放され帰京する。『明季南略』卷之二十・「廿五癸丑拷夾百官」条 によると、

[北京を占領してから、官僚を拷問にかけて、金品を得ていたが] 四月初一日、宋獻策 云う、「天象 慘冽（寒冷）にして、日色 光無し。亟かに宜しく刑を停むべし」と。初七日、[李] 自成 [劉] 宗敏の萬を過り、庭院に [枷を] 夾まれし三百多人を見るに、哀號半絶す。[李] 自成 云う「天象 警を示す。宋軍師（宋獻策） 當に刑を省すべしと言う。[なので] 宜しく之を酌放すべし」と。…… [四月] 初八日乙丑、賊 盡く諸々の繫ぐ者を釋す。是に于いて吳履中・張鳳翔等 盡數（すべて）南歸す……（『明季北略』卷之二十・「廿五癸丑拷夾百官」条）。

とある。宋獻策が、天象が寒々とし、日色も力がないので、刑罰を緩くするように述べる。また、李自成一が劉宗敏の邸宅を過ぎると、枷をはめられ苦しんでいる三百人ばかりを見た。そこで、李自成一は、天が警告しているし、宋獻策も提言しているので、釈放させると言う。そうして、四月八日にすべての獄に繋がれていた人たちは、赦された。吳履中・張鳳翔などすべて、南にむけて帰っていった、という。

また、『國權』では、張鳳翔に名前は示されていないが、釈放の様子をつぎのように述べる。

[崇禎十七年（一六四四）四月] 乙丑（八日）、盡く繫臣（拘束されていた官僚）を釋す。或いは間に一二人を留む。[それは] 方拱乾・楊士聰・楊昌祚・林增志等の如し。御史の新昌の憑垣登は、以て髡（頭髪を剃り落す刑罰）して、市に夾す。三日にして死す。吏部驗封主事の吳孳昌 亦た髡さるるも、獨り問われず。且つ之を留用す。則ち軍師の宋獻策と舊好有ればなり。庶官 釋される後、多く微服して遁る。或いは選に赴く。中書舎人の李兆龍の如きは成都府同知に改めらる。諸々の釋さるる者は或いは瘁瘠し出る能わず。又た家人と離阻し、經日して仍お内に斃るものあり……（『國權』卷一百一・思宗崇

禎十七年・「四月乙丑（八日）」条・六〇七〇頁：拙稿では『國権』は、張宗祥が校點し、中華書局によって一九八八年第二次印刷（一九五八年第一版発行）された活字本を用いる。

ほとんどが釈放されたものの、そのまま拘留され続けたものもいた。多くは、逃げ出したが、選抜をうけて任官したのもいた。釈放された者たちは、病み衰えて出獄できなかった。また、家人と離れていたため、そのまま亡くなったものもいた、というのである。

こうして山東の故郷に戻った張鳳翔は、「起義」する（ちなみに『國権』（巻一百一・思宗崇禎十七年・「四月丁亥（三十日）」条・六〇七九頁）によると、李自成は、崇禎十七年四月三十日に北京から出奔する）。

『明季南略』はつぎのようにいう。

〔崇禎十七年（順治元年）五月〕初六癸巳……舊侍郎の張鳳翔 亦た東昌に起義す（『明季南略』巻之一・「五月甲乙紀」条）。

『國権』も、つぎのようにいう。

兵部侍郎の張鳳翔 東昌に走る。亦た士民を倡して兵を起こす（『國権』巻一百二・思宗崇禎十七年・「五月癸巳（六日）」条・六〇八八頁）。

後の著作（咸豐十一年〔一八六一〕自序）になるが、『小腆紀年附考』巻第五・「順治元年（崇禎十七年）五月甲午（初七日）」条の「目」でも、

時に前の兵部侍郎の張鳳翔 亦た兵を起こして偽官を東昌に誅す。後、大清の兵 迫り、乃ち東昌を棄てて南歸す（『小腆紀年附考』巻第五・「順治元年（崇禎十七年）五月甲午（初七日）」条）。

と述べる。

なお、撰者の徐鼎は、「綱」ではなく、「目」の事項として、この「起義」を記した理由をつぎのように説明する。

臣〔徐〕鼎 曰く、張鳳翔 兵を起こして賊を誅し、遙かに南都に應ず。宋權・李鑑の賊を以て贄と爲し、大清に投誠する者と異なれり。何を以て〔綱に〕書せざるや。〔それは〕其の克く終わらざるを悪めばなり（『小腆紀年附考』巻第五・「順治元年（崇禎十七年）五月甲午（初七日）」条）。

ところが、この「起義」も、七月一日に清朝の檄が伝えられると、すぐに崩壊してしまう。そして、張鳳翔は南明政権のもとに奔る。

清虜の檄 青州ふれふみに下る。東昌・臨清 皆な降り、石漢より德州に至る。張鳳翔 東昌を棄てて、來奔す（『國権』巻一百二・思宗崇禎十七年・「七月丙戌（一日）」条・六一二六頁）。

張鳳翔は、南京に行くと、南明政権から九月二十四日に、添設（増設）兵部右侍郎に任命される。『明季南略』はつぎのようにいう。

〔崇禎十七年（順治元年）九月〕廿四己酉……張鳳翔 添設（増設）兵部右侍郎とす（『明季南略』巻之一・「九月甲乙總略」条：『南渡録』も九月二十四日に掛ける）。

ただし、『國権』では、任命は九月二十五日とする。

〔崇禎十七年（順治元年）九月〕庚戌（二十五日）……張鳳翔 兵部右侍郎添設（増設）と爲る（『國権』巻一百三・思宗崇禎十七年・「九月庚戌（二十五日）」条・六一五〇頁）。

十月二十五日には、兵部尚書に復歸して副官の職である左侍郎の事を兼務する。

〔崇禎十七年（順治元年）十月〕己卯（二十五日）、張鳳翔 〔兵部〕尚書に復し、侍郎の事を管す（『明季南略』巻之二・「十月甲乙總略」条）。

〔崇禎十七年（順治元年）十月〕己卯（二十五日）、張鳳翔を〔兵部〕尚書に復し、左侍郎の事を管す。（『南渡録』巻之三「崇禎十七年（順治元年）十月己卯（二十五日）」条）。

〔崇禎十七年（順治元年）十月二十五〕己卯（二十五日）、張鳳翔 〔兵部〕尚書に復し、左侍郎の事を管す（『國権』巻一百三・思宗崇禎十七年・「崇禎十七年（順治元年）十月己卯（二十五日）」条・六一五九頁）。

ただし、『弘光實錄鈔』では、このことを十一月二日に掛けている。

〔崇禎十七年（順治元年）十一月〕丙戌（初二日）…張鳳翔を以て兵部尚書と爲し、左侍郎の事を管す（『弘光實錄鈔』巻三・「崇禎十七年（順治元年）十一月丙戌（初二日）」条）。

こうして、崇禎十七年（順治元年）十一月二十三日、張鳳翔は蘇州・松江・常州・鎮江四府の巡撫となる。『國権』・『明季南略』・『南渡録』によると、つぎのようにいう。

民は驚きおそれ、あわただしく一家を携えて逃げ出した。この日、明のものと巡撫の張鳳翔、新しく赴任してきた霍達、巡按御史の周師盛は、暮れに閭門外の南馬頭の舟中で面会した。もとの巡撫の張鳳翔と巡按御史の周師盛（周元泰）はこの夕方に逃げ出してしまった。新任の巡撫の霍達は、船中に留まったままで上陸しなかった。蘇州の六つの城門（閭門・胥門・盤門・葑門・婁門・齊門）は一晩中閉じられなかった。もしもひとたび閉じてしまったら、人々はますます恐れてしまい、暴動がおきるからであった）

五月十一日になって、南明政権が崩壊し、清朝の軍隊がやってくるという確実な情報が伝わる。

〔崇禎十七年（順治元年）十一月〕丁未（二十三日）……南京兵部尚書の張鳳翔 原官を以て右副都御史を兼ね、總督水陸浙直軍務兼巡撫蘇松常鎮とす（『國權』卷一百三・思宗崇禎十七年・「十一月丁未（二十三日）」条・六一六四頁）。

〔崇禎十七年（順治元年）十一月〕廿三日丁未、……張鳳翔 兵部尚書もて、蘇〔州〕・松〔江〕四府に巡撫たり……（『明季南略』卷之二・「十一月甲乙總略」条）。

〔崇禎十七年（順治元年）十一月〕丁未（二十三日）、張鳳翔に命じて兵部尚書兼都察院右副都御史を以て總督浙直水陸軍務・巡撫蘇松四府等處地方とす（『南渡錄』卷之四・「崇禎十七年（順治元年）十一月」丁未（二十三日）」条）。

『弘光實錄鈔』は、崇禎十七年（順治元年）十一月八日に掛ける。

〔崇禎十七年（順治元年）十一月〕壬辰（八日）、張鳳翔 兵部尚書を以て蘇〔州〕・松〔江〕に巡撫たり……（『弘光實錄鈔』卷三・「十一月壬辰（八日）」条）。

なお、後の著作になるが、『小腆紀年附考』（卷第八・「順治元年（崇禎十七年）十一月丁未（二十三日）」条）の「綱」は、十一月二十三日に掛ける。

〔順治元年（崇禎十七年）十一月〕丁未（二十三日）……明 張鳳翔を以て兵部尚書と爲し、蘇〔州〕・松〔江〕に巡撫たり（『小腆紀年附考』卷第八・「順治元年（崇禎十七年）十一月丁未（二十三日）」条）。

『祁忠敏公日記』によると、前任の祁彪佳が（『祁忠敏公日記』によると、十月十四日に祁忠敏自身の配置転換の勅諭を受け取っている）、この張鳳翔の人事を知ったのは、十一月二十八日のことであった。

〔崇禎十七年（順治元年）十一月〕二十八日、邸報を^よ闚むに、新院（新たな巡撫）に已に張逢元（張鳳翔）を推し。以て浙・直總督兼蘇嵩（常）巡撫たるを知る（『祁忠敏公日記』甲申日曆・「十一月二十八日」条・五十二葉・）。

また、『啓禎記聞錄』によれば、張鳳翔が蘇州に赴任してきたのは、弘光元年（順治二年）二月十三日だと伝える。年は七十を超えていた。

〔弘光元年（順治二年）二月〕十三日、新撫院 蘇〔州〕に^{のぞ}蒞む。山東の張鳳翔なり。兵部尚書兼都御史を以て浙・直に總督なり。年 七旬を踰ゆ（『啓禎記聞』卷三・十一葉・「痛史」第十三種所收本・辛亥（一九一一年）十月初版）。

弘光元年（順治二年）、南明政権が倒れ、蘇州から逃れてからは、『清史列傳』にあるように、唐王の朱聿鍵の浙直總督となる。そして順治三年（一六四六）に清朝が福建を平定すると、投誠して、清朝の戸部右侍郎を授けられる。

清朝の順治『實錄』には、順治三年（一六四六）丙戌五月甲子（十九日）、張鳳翔を戸部右侍郎に任命したとの記録がある。

〔順治三年丙戌五月〕甲子（十九日）、故明の兵部左侍郎の張鳳翔を以て、戸部右侍郎と為す（『大清世祖體天隆運定統建極英睿欠文顯武大德弘功至仁純孝章皇帝實錄』卷之二十六・「順治三年丙戌五月甲子（十九日）」条）。

そして戸部右侍郎から吏部左侍郎に、順治八年（一六五一）に工部尚書となり、同年に太子太保を加えられる。順治十年（一六五三）正月に休職し、順治十四年（一六五七）に卒する。

- 7) 霍達は、字は非聞、号は魯齋、武功の人。?～順治十八年(一六六一)。天啓四年甲子(一六二四)の舉人。崇禎四年辛未科(一六三一)三甲八十八名の進士である。

『清史列傳』卷七十九・貳臣傳乙・「霍達」条には、明朝に仕えていた時の事は、

霍達、陝西武功の人。明・崇禎四年(一六三一)の進士、御史に官たり。江蘇巡撫に累遷す(『清史列傳』卷七十九・貳臣傳乙・「霍達」条)。

としか記載されない。

金之後の「光祿大夫太子太保工部尚書管都察院左都御史魯齋霍公墓誌銘」(康熙二十五年刻『金文通公集』卷十二・十七葉～二十四葉)によれば、明朝での経歴は、つぎようになる。

崇禎四年(一六三一)、山東淄川の知縣

丁憂

崇禎八年(一六三五)、山東曹邑(曹縣)の知縣

崇禎十二年(一六三九)、丁憂

崇禎十四年(一六四一)、江西道監察御史を授試される

冬十二月、巡曹(特簡(破格の選用)による)

崇禎十五年(一六四二)、御史を實授される

崇禎十六年(一六四三)、監總監軍

崇禎十六年からの数年間、霍達はつぎのようであった。まず、崇禎十六年(一六四三)、御史の職にあつて、監總監軍に任命されたのは、霍達が陝西出身であり、もともと才略を誇り、陝西の事情に通じていたからだ(『明季北略』はいう)。

癸未(崇禎十六年)十月二十九日庚寅(庚寅は三十日。二十九日は己丑)、上(崇禎帝)始めて潼關守りを失うを聞き、兵部侍郎の余應桂を以て總督陝西三邊とし、邊兵を收拾し、機を相て勦寇せしむ。[余]應桂 命を聞き、欽泣して陛辭して曰く、「兵餉を益さざれば、去くと雖も何の益あらん」と。上(崇禎帝)默然とし、帑金五萬を發し軍に給す。[余]應桂 河上に遷延し進まず。時に朝議して[余]應桂を以て[陝西]總督と爲し、御史の霍達に命じて其の軍を監せしむ。[霍]達は、秦人なり。夙に才畧を負い、地利・土著を習知す。故に之を用う(『明季北略』卷之十九・「余應桂總督陝西」条)。

翌年の崇禎十七年(一六四四)三月八日に宣府が陥落し、霍達は北京にむけて逃げだした。

[崇禎十七年三月]丙申(八日)、[李]自成 宣府を陥る。……宣府の軍民 俱に賊を迎え降る。監軍の霍達 京に走回す……(『明季北略』卷之二十・「初八宣府陥」条)。

いまのところ、政権が崩壊する三月十九日までに、霍達が北京に到着したのかどうか記録が見いだせないのだから。

この後、南明政権下で、崇禎十七年十月に、巡曹に任命されている。

[崇禎十七年十月]、霍達 巡曹とす(甲乙事案』卷上・「崇禎十七年十月」条)。

そして、弘光元年(順治二年)四月二十五日に、巡撫に任ぜられる。

[弘光元年(順治二年)四月丁丑(二十五日)]、御史の霍達を都察院右僉都御史・巡撫蘇崙(松)嘗(常)鎮等處に升す(『南渡錄』卷之六・「四月丁丑(二十日)」条)。

南明政権が崩壊して半年後の十二月十三日に、霍達が「投誠」してきたので、北京に行かせて朝見させるという記録が、順治「實錄」に見える。

[順治二年十二月辛丑(十三日):西曆一六四六年一月二十九日]浙江總督の張存仁 疏もて報ずるに、故明の左春坊左中允の陳之遴・蘇松巡撫右僉都御史の霍達 投誠す、と。[そこで]京に赴きて朝見せしむ(『大清世祖禮天隆運定統建極英睿欽文顯武大德弘功至仁純孝章皇帝實錄』卷之二十二・「順治二年乙酉十二月辛丑(十三日)」条)。

順治二年(一六四五)、浙閩總督張公の推薦で陛見してからの清朝での経歴は、金之後の「光祿大夫太子太保工部尚書管都察院左都御史魯齋霍公墓誌銘」と『清史列傳』によるとつぎようになる。

順治四年(一六四七)、山東道監察御史

順治五年(一六四八)、巡按福建

そうして、蘇州の士大夫も庶民も、あわてて逃げ出す。もとの巡撫の張鳳翔と新しく赴任してきた霍達と巡按御史の周師盛（周元泰）は、暮れに南馬頭の舟中で面会した。張鳳翔と周師盛（周元泰）はこの夕方に逃げ出してしまったが、霍達は引き続き船に留まったままでいた。蘇州の六つの城門は、暴動が起きるのを恐れて、一晩中開かれたままであった、という。

順治八年（一六五一）、嘉湖兵巡道

順治十年（一六五三）、太僕寺少卿・提督四譯館

七月、大理寺少卿

順治十二年（一六五五）三月、大理寺正卿

四月、兵部督捕右侍郎

順治十五年（一六五八）十一月、兵部尚書

順治十六年（一六五九）三月、太子太保を加えられる

二月、工部尚書

七月、太子太保で工部尚書として都察院左都御史の事を兼管する

順治十八年（一六六一）四月、卒

なお、金之俊の「光祿大夫太子太保工部尚書管都察院左都御史魯齋霍公墓誌銘」は、明朝の崩壊時の時の霍達の行動について、つぎのようにいう。

甲申（崇禎十七年）の難^{おこ}作り、一片の忠肝義膽もて、竟に之を東流（東に流れ去る流水。滅び去ってゆくもの）に付す（金之俊『金文通集』卷十二・「光祿大夫太子太保工部尚書管都察院左都御史魯齋霍公墓誌銘」条・二十葉）。

霍達は、忠肝義膽（忠誠心とまごころ）で、滅びゆく南明政権に加担したと伝える。

- ✓ 8) 周師盛は、『甲乙事案』や『明季南略』などでは「周元泰」とある。また『啓禎記聞録』の「崇禎十七年（順治元年）十月」条に「新按臺の周元泰」とあるので、「周師盛」は「周元泰」の誤記であろう。周元泰の詳しい経歴については、いまのところよくわからないが、『啓禎記聞録』につぎのようにある。

〔崇禎十七年（順治元年）〕十月中、新按臺の周元泰 乃ち郷に、已に太僕少卿（正四品）に陞るに至り、差（派遣）され巡（巡按御史）に代わる。此れ向來（これまで）未だ有らざるの事なり（『啓禎記聞録』卷三・「崇禎十七年（順治元年）十月」条・十葉・「痛史」第十三種所收本・辛亥（一九一一年）十月初版）。南明政権下で、廣東道御史（『明季南略』卷之一・「南都公愷」条による）から太僕少卿となり、派遣されて巡按御史なったようである。

なお、按院（巡按御史）は、『明史』職官志によると、

巡按は則ち天子に代りて巡狩す。按ずる所は藩服（藩國や藩臣）の大臣・府州縣官の諸々の考察なり。舉劾 尤も専なり。大事は奏裁（奏請して裁決する）し、小事は立斷す（『明史』卷七十三・志第四十九・職官二）。

とあり、担当地域の官僚の監督や裁判を受け持った。

- ✓ 9) 潘君明氏の『蘇州街巷文化』の「南碼頭」条には、

閩胥路の北端・閩門外南側の外城河の東岸に位し、北は吊橋に起り河邊に沿いて、南は南新橋に至る。閩門の南に在るに因り、故に〔南馬頭と〕名づく（修訂版『蘇州街巷文化』三 有關橋梁河濱命名的街巷・3 以河沿碼頭命名的街巷・「南碼頭」条・二〇七頁・古吳軒出版社二〇一二年出版）。

とある。

また、『啓禎記聞録』に崇禎十五年末のことに関連して、「南馬頭」に隣接する「北馬頭」をつぎのようにいう。常鎮兵備僉事は、新撫臺の任に到るに因り來り見ゆ。舟を「北馬頭」に泊す。時、黄昏にして、後に歡呼笑飲聲を聞く……其の實「北馬頭」の大半は皆な妓館なり……（『啓禎記聞録』卷三・二葉・「痛史」第十三種所收本・辛亥（一九一一年）十月初版）。

このように混乱した状況で、蘇州に滞在していた元の巡撫の張鳳翔と新しく赴任してきた霍達と巡按御史の周元泰は、閩門そばの南馬頭において停泊させた船の中で面会した。そして張鳳翔と周元泰は逃げ出す。ただ新しく赴任してきた霍達は、そのままとどまっていた。

もともと蘇州は、「應天巡撫」¹⁰⁾の管轄であった。ところが、『小腆紀年附考』巻第六・「順治元年（崇禎十七年）五月癸卯（十六日）」条の「綱」に、

明 應天・蘇松（蘇州・松江）を分かちて二巡撫と爲し、太常寺少卿の左懋第を以て右僉都御史・巡撫應天と爲す（『小腆紀年附考』巻第六・「順治元年（崇禎十七年）五月癸卯（十六日）」条）。

①『小腆紀年附考』が何に基づいて、このように述べたのかは、いまのところ見いだせない。

とあるように、崇禎十七年五月癸卯（十六日）に、「應天巡撫」は、「應天巡撫」と「蘇松常鎮巡撫」とに分割されるのである。

さらに弘光元年（順治二年）五月丙戌（初五日）になると、「蘇松常鎮巡撫」は、「蘇松巡撫」と「常鎮巡撫」とに再分割される。

蘇崇^{ママ}（蘇州・松江）と嘗（常）鎮（常州・鎮江）とを分かちて二つの巡撫とし、兵部職方司郎中の楊文驄を以て都察院右僉都御史・巡撫嘗（常）鎮二府と爲し、兼ねて沿海揚州等處を轄せしむ（『南渡錄』巻之六・「弘光元年（順治二年）五月丁亥（初六日）」条）。

なお、『小腆紀年附考』の「綱」では、五月五日に掛けている。

丙戌（初五日）…明 蘇松（蘇州・松江）と常鎮（常州・鎮江）とを分かちて二つの巡撫とし、楊文驄を以て巡撫常鎮兼轄揚州沿海等處とす（『小腆紀年附考』巻第十・「順治二年（弘光元年）五月丙戌（初五日）」条）。

したがって、旧巡撫の張鳳翔は、「蘇松常鎮巡撫」としての赴任であった。新巡撫の霍達は、もともとは「蘇松常鎮巡撫」に任命され、五月五日以降は「蘇松巡撫」となった。しかし、「巡撫」として蘇州に着任する前に、鎮江は陥落し、霍達はなんとか蘇州に到着できたようである。

10) 萬曆『大明會典』によると、「應天巡撫」は、

永樂の初め、尚書を遣りて江南に往き水患を治め、兼ねて農事を理めしむ。[永樂]十九年（一四一九）、尚書に勅して畿甸を巡撫せしむ。然れども未だ專設有らず。宣德五年（一四三〇）、侍郎に命じて稅糧を總督し、兼ねて應天等の府を巡撫せしめ、始めて專職有り。景泰四年（一四五三）に至り、都御史を遣るを定む。嘉靖三十三年（一五五四）、倭警を以て應天巡撫都御史をして軍務を提督せしむ。風淫なる時に當りては、蘇州に駐劄し、防守を嚴督す（萬曆『大明會典』巻二百九・都察院一・八葉）。

とある。

また、『明史』職官志によると、

總理糧儲提督軍務兼巡撫應天等府一員。宣德五年（一四三〇）、初めて侍郎に命じて糧儲を總督し、兼ねて巡撫せしむ。景泰四年（一四五三）、都御史を遣るを定む。嘉靖三十三年（一五五四）、海警を以て軍務を提督し、蘇州に駐めしむ。萬曆中、移して句容に駐めしむ。已にして復た蘇州に駐めしむ（『明史』巻七十三・志第四十九・職官二・九葉）。

とある。

順治二年五月十二日～十七日

十二日、下郷（田舎）に遷る者 愈々多し。每輜の金 一肩ごとに一二兩を索む、少なくとも亦た一二千なり。小舟一隻 銀數兩を索む、或いは錢十餘千を索む。得る者は以て幸と爲し、重價を吝しまず。十四日に至り、霍院（霍達） 搶奪（争奪）する亂民四人を將^もって舟を泊する水次（碼頭）に斬る。十七日、又た郷間の亂民一人を將^もって梟斬す。群心 日々久しく惶惶（恐れおののく）たり。漸く豫王の差官（臨時に派遣された官員） 鎮江・常州の冊籍を取り、次第に將に蘇郡に及ばんとすと聞く。地方の官長 漫として主持無し、郷紳は但だ潜避を知るのみにして、一の倡義して守禦する者無し。小人 依恃する所無く、咸な投順（歸順）し以て性命を苟全せんことを思うなり（『吳城日記』卷上・「乙酉（順治二年）五月十二日・十四日・十七日」条・二〇五頁・江蘇古籍出版社・一九九九年刊）。

（十二日、村里に疎開する者がますます多くなった。輜の代金が一肩ごとに一・二兩要求され、少なくとも一・二千になった。小舟一隻に銀數兩求められ、または錢十餘千を要求された。それでも、利用できたものはそれを幸いとし、値段は惜しまなかった。十四日になって巡撫の霍達は、掠奪を行っていた亂民四人を停泊していた波止場で斬った。十七日にも、村里の亂民一人を梟斬した。群心は日々久しく懼れ不安であった。ようやく、清朝の豫王が臨時の官員を派遣して鎮江・常州の帳簿を取って、次第に蘇州に近づいてきたと聞く。地方官はむなしく何もしなかった。郷紳たちはただ隠れて遁れることだけを考え、ひとりの義をとなえて防禦しようとする者もいなかった。小人たちは頼る者がなく、帰順してなんとか生きながらえようとした）

十二日なっても逃げだす人たちが混乱した。巡撫の霍達が掠奪を行なった四人を十四日に処刑し、十七日にも一人を処刑した。清朝の豫王から派遣された地方官が徐々に近づいてきたものの、地方官はなにもしなかった。郷紳は自分が逃げることだけを考えた。ひとりの義をとなえて防禦しようとするものは出なかった。人々は、清朝に投降して、生き延びようとしていた、という。

また、『蘇城紀變』では、十四日の様子をつぎのように伝える。

十四日晚、驟雨（暴雨） 方（やっ）に霽^{はれ}る。忽ち街中の一酒徒 大呼し、逃（逃）兵 胥門に在り、城外 亂を作して放火し劫（劫略）を行なう、と。將に此れに及びて、愚民 眞偽を察せず、復た震驚し狂走するを知る。此の語 直ちに沸（紛亂）して婁關に至る。多く逃（逃）避して越宿するも、警（危急の消息）無し。乃ち狼狽（疲労困憊）して歸る。人心 惶怯（惶恐畏縮）すること此の如し（『蘇城紀變』不分卷・一葉・國學保存會印『國粹叢書』第三集・光緒三十二年（一九〇六）發行）。

（十四日夜、暴雨がやっど止んだ。すると忽ち蘇州城内の酒飲みが、大声で「逃兵が、胥

門にいる。城外では暴動が起きて放火掠奪が行われている」と言った。この時になって、民衆は真偽を確かめず、恐れおののいて走り回るだけであった。この発言は、すぐに婁門に届いた。多くの人々は逃げ出して野宿したが、警報はなかった。そして疲れ果てて帰ってきた。このように恐れおののいていたのである)

十四日の晩に、城内の酔っ払いが、暴動が起こったとデマを飛ばしたため、真相を確かめないままに、人々は逃げだし野宿した。結局、警戒警報はなく疲れ果てて帰ったというのである。

ところが、十五日には、錢謙益(字は受之、号は牧齋、後に牧翁・蒙叟・絳雲老人・敬他老人・東澗老人。江南常熟の人。明・萬曆三十八年庚戌科(一六一〇)一甲三名の進士。明・萬曆十年〔一五八二〕～清・康熙三年〔一六六四])が、清政権に向かって、武力を用いることなしに帰順させることを主張していると伝わったことから、人々は安堵したという。

十五日、喧傳(さかんに伝える)するに、北兵 唾手(きわめて容易に)にして留都(南京)を下し、辱(意気地なしで臆病な)主 已に〔三國吳の〕孫皓の故事に倣う。吾が呉は錢牧齋(錢謙益)の内に在りて力めて招安を主とするに有るに頼りて、無虞(太平無事)を保つ可し、と。一時、士民 相い慶ぶ(『蘇城紀變』不分卷・一葉・國學保存會印『國粹叢書』第三集・光緒三十二年(一九〇六)發行)。

(十五日、しきりに「北兵(清朝の軍隊)は、きわめて容易に南京を下し、意気地なしで臆病な君主は晉に降伏した三國吳の皇帝の孫皓の故事に従うだけだった。わが蘇州は、錢謙益が清朝政権側にいて、つとめて帰順させることを主張しているおかげで、何事もないであろう」と伝えられた。一時、人々はよろこびあった)

さて、新巡撫の霍達について、祁彪佳は、『祁忠敏公日記』の「弘光元年(順治二年)六月初九日」条において、つぎのようにいう。

〔弘光元年(順治二年)六月〕初九日……〔參將の林國棟〕來り謁して、吳門の舊事を言う。蓋し張蓬元(張鳳翔) 四月杪おわりに於いて霍魯齋(霍達)と丹陽に交代す。即ち林〔國棟〕を遣りて漁船を募り崇明に至らしむ。是を以て初九日の鎮江の難(五月九日に鎮江が陥落したこと)に預からず。林〔林國棟〕 五月十四日に吳門に至るに及び、人民 遷徙し幾んど盡く。霍魯齋(霍達) 隨いて亦た遁れて湖州に至る、と……(『祁忠敏公日記』乙酉日曆・「弘光元年(順治二年)六月初九日」条・十八葉)。

四月末に霍達と巡撫の任を交代した張鳳翔は、參將の林國棟を崇明島に派遣して漁船を集めさせていた。そのため、鎮江の陥落にはかかわっていなかった。林國棟が十四日に蘇州に到着してみると、蘇州では、人々は逃げ出してほとんどいなかった。霍達も一緒に逃げて浙江の湖州に行った、というのである。

この六月九日の『祁忠敏公日記』では、巡撫の霍達は、「遁れて湖州に至る」と記されているが、その前の五月二十四日には、「吳撫の霍魯齋(霍達) 早に已に〔江蘇常熟縣北四十里の〕福山に赴きて遁れんと欲す」と記されている。

[弘光元年（順治二年）五月]二十四日，……道臺（道員）の于公祖（于穎）已に予（祁彪佳）が村に抵り，晤わんことを求む。予（祁彪佳）出でて，之に晤う。乃ち「……吳撫の霍魯齋（霍達）早に已に〔江蘇常熟縣北四十里の〕福山に赴きて遁れんと欲す」と知る……（『祁忠敏公日記』乙酉日曆・弘光元年（順治二年）五月二十四日」条・十五葉）。巡撫の霍達の動向については情報が錯綜していたようである。

そもそも，霍達は，順治二年四月二十五日に巡撫に任命される。

[弘光元年（順治二年）四月丁丑（二十五日）]，御史の霍達を都察院右僉都御史・巡撫蘇嵩（松）嘗（常）鎮等處に升す（『南渡錄』卷之六・「四月丁丑（二十五日）」条）。

『小腆紀年附考』卷第十・「弘光元年（順治二年）四月癸酉（二十一日）」条の「綱」と「目」とは，

[弘光元年（順治二年）四月癸酉（二十一日）] ……明 霍達を以て蘇・松に巡撫とす。

[霍]達は陝西武功の人なり。闖賊の陽和を陥れるや，[霍]達 監軍を以て逃る。是に至り御史を以て都察院右僉都御史巡撫蘇松たり。未だ任に之かざるに，南都 亡ぶ。後，大清に仕え工部尙書と爲る（『小腆紀年附考』卷第十・「弘光元年（順治二年）四月癸酉（二十一日）」条）。

と述べる。蘇松巡撫となったものの赴任する前に南明政権が亡んだという。

『明季南略』では，つぎのようにいう。

[弘光元年（順治二年）五月初九日]，巡撫の霍達 方整（整然）として衙を導出し，未だ江の邊に至らざるに〔鎮江に布陣していた南明の軍隊は総崩れしたことを知る〕，即ち狼狽して返り，服を易えて下役の中に雜りて竊かに逃げ，小舟に附して蘇州に潛入す（『明季南略』卷之四・「豫王渡江」条）。

霍達は威儀を整えて役所を出発したものの，船着き場に到着するまえに，鎮江の防衛線が崩壊したことを知り，狼狽して，着替えて，下役にまぎれてひそかに逃げ出し，小舟に乗って，蘇州に潛入した，というのである。

また，『甲乙事案』でも，同じように霍達は「服を易え蘇州に潛入」したと伝えている。

[弘光元年（順治二年）五月己丑（初八日）] 蘇松巡撫の霍達 尚お未だ任に到らざるに，變を聞く。即ち服を易え蘇州に潛入す……（『甲乙事案』卷下・「弘光元年（順治二年）五月己丑（初八日）」条）。

この『甲乙事案』や『明季南略』の記録では，霍達は，「服を易え蘇州に潛入」したとか，「未だ江の渡に至らざるに，即ち狼狽して返り，服を易えて下役の中に雜りて竊かに逃げ，小舟に附して蘇州に潛入す」などと伝える。

しかし，『甲乙事案』の「五月二十六日」条では，

霍達 北兵の江を渡る後に任に到り，舟を河干に泊め，入城せず。六門を大開し，婦女を縦ち出避せしむ（『甲乙事案』卷下・「弘光元年（順治二年）五月丁未（二十六日）」条）。

と述べ、清朝の軍隊が長江を渡ってから着任し、舟を運河に留めて城内に入らず、蘇州のすべての城門を開き、婦女を避難させたという。また、『吳城日記』によると、霍達は、「搶奪（争奪）する亂民四人」や「郷間の亂民一人」を斬ったりしたと伝えているので、巡撫として蘇州の治安の維持などに勉めていたとも考えられる。

ただし、『蘇城紀變』の「新任の霍達 方に至り、一籌も展する莫く、日々惟だ舫齋に坐臥す。以て遁走に便なればなり（新任の霍達は、ちょうど赴任してきたものの、一計も案ずることなく、日々舟の中にいた。逃げ出すのに便利だったからである）」や、『甲乙事案』の「舟を河干に泊め、入城せず」という証言からすると、閶門外の運河に浮かべた船中に留まったままでいたようである。

以下で検討するが、清政権から派遣されてきた黄家鼐が、二十五日に蘇州郊外の虎丘に到着し、二十七日、蘇州に入城する。『甲乙事案』の「五月二十六日」条によると、蘇州にいた霍達以下の地方官たちは、五月二十六日に逃亡したと記される。

〔弘光元年（順治二年）五月〕丁未（二十六日）、安撫の黄家鼐 蘇州に至る。巡撫の霍達・巡按の周元泰・知府の陳師泰・同知の文王甫・推官の萬適^①・長洲縣知縣の李實・吳縣知縣の吳夢自等 皆な逃る（『甲乙事案』卷下・「弘光元年（順治二年）五月丁未（二十六日）」条）。

①江西南昌の人。乾隆十六年『南昌縣志』（卷第二十二・選舉・明・科第中・三十八葉と四十一葉）

によれば、天啓七年（一六二七）の舉人で、崇禎十六年癸未科（一六四三）三甲一百四名の進士。

『小腆紀年附考』を鈔襲した可能性もあるが（謝國楨の『增訂晚明史籍考』による）、『鹿樵紀聞』卷上・「南國愚忠」条にも、黄家鼐が蘇州に来ると、霍達はすでに逃げ出していたと記す。

江甯 既に定まり、豫王 降官を遣りて東南を安撫せしむ……臣の黄家鼐をして蘇州に至らしむ。明の巡撫の霍達 已に先に遁る……（痛史本『鹿樵紀聞』卷上・「南國愚忠」条・二十二葉・「痛史」第十六種所收本・辛亥（一九一一年）十月初版）。

ただ、『吳城日記』の「五月二十六日」条によると、黄家鼐が虎丘に到着した翌晩には李實は官を棄てて去ってしまうが、巡撫（霍達）と按察司（周元泰）とは、戻ってきて虎丘に滞在していたという。

是の晩（五月二十六日）、長洲縣知縣の李碩^{マソ}（李實）は亦た官を棄てて去る。撫・按は仍お回りて虎丘に寓す（『吳城日記』卷上・「乙酉（順治二年）五月二十六日」条・二〇六頁）。そして、『明季南略』によれば、五月二十七日には、郡（蘇州）に復歸したという。

〔五月二十七日〕……黄家鼐 蘇州に至る。撫臣（巡撫）の霍達 復た郡（蘇州）に歸る（『明季南略』卷之四・「二十七戊辰」条）。

さらに五月二十七日には、兵を率いて南京から逃げ出した誠意伯の劉孔昭を蘇州に迎えようとしたものの、応じられなかった。

豫王 兵八萬を調して蘇[州]・杭[州]に下らしむ。劉孔昭 太平より舟を掠^{うば}いて流れに順いて東し、江ぞいに行きて常熟に入り、詭言（いつわる）して起義す。僉都御史の霍

達 之を招きて郡（蘇州）に入れんとするも、應ぜず。[劉孔昭は] 停まりて一縣を攻め、白糧満載して海に入る（『明季南略』卷之四・「二十九庚戌」条）。

霍達の招き入れが、南明政権の立場からのものか、清政権の立場からのものかは、いまのところははっきりしない。

なお、『嘉定縣乙酉紀事』の「弘光元年（順治二年）五月十五日丙申」条の割注によると、五月二十九日早朝に、南明政権の常鎮監軍の楊文驄が、清政権から派遣されてきた黄家鼎を殺害する事件が起こる。この記事の直後に「霍撫（霍達） 郡に復歸す」と記されている。

[弘光元年（順治二年）五月] 二十八日己酉，前の監軍の楊文驄 黄家鼎を蘇州に殺す。

霍撫（霍達） 郡に復歸す（痛史本『嘉定縣乙酉紀事』不分卷・「弘光元年（順治二年）五月十五日丙申」条・一葉・「痛史」第十一種所收本・辛亥（一九一一年）十一月初版）。

また、『甲乙事案』卷下・「鎮江監軍副使揚文驄殺安撫黄家鼎」条では、「周荃 風を聞いて先ず逃げ、[楊] 文驄 遂に自から巡撫の事を行なう」とある。そして、楊文驄は清朝の軍隊がせまると、六月四日に蘇州から逃げ出している。

これらの記述から推測すると、以下のようになるのではないだろうか。霍達は赴任先の蘇州に現れたものの、城内の官署に入らず、逃亡しやすいように船に留まっていた。清朝から派遣された黄家鼎が蘇州城そばの虎丘に到着すると、他の地方官とともに逃げ出す。が、二十五日に黄家鼎が虎丘（このことについては五月二十五日の条で述べる）に滞在しているいと指示を出し、二十六日に蘇州城内に入城した時に、虎丘に戻ってくる（黄家鼎に面会するためだったかもしれない）。そして、ここからは推測にすぎないが、霍達は黄家鼎に渡りをつけて巡撫に復職し、劉孔昭に清政権に投降を呼びかける。五月二十九日に、南明政権の楊文驄が、清政権の黄家鼎を殺害すると、霍達は楊文驄に協力せず、改めて清政権に投誠しようとしたのではないだろうか。

六月四日に楊文驄が蘇州を逃げ出し、清朝の軍隊が入城してから、霍達はどうしていたのかわからない。しかし、順治『實錄』の「順治二年十二月二十三日」条によると、霍達が「清朝」に「投誠」してきたので、北京に行かせて朝見させるといいうことが記録されていることからすると、すんなりと投誠が認められたと考えられる。

[順治二年十二月辛丑（二十三日）：西曆一六四六年二月八日] 浙江總督の張存仁 疏もて報ずるに、故明の左春坊左中允の陳之遴・蘇松巡撫右僉都御史の霍達 投誠す、と。[そこで] 京に赴きて朝見せしむ（『大清世祖體天隆運定統建極英睿欽文顯武大德弘功至仁純孝章皇帝實錄』卷之二十二・「順治二年乙酉十二月辛丑（二十三日）」条）。

また、『蘇城紀變』には、巡撫の霍達の貪官ぶりと、知府の陳師泰の無能さと、両者の無策ぶりが述べられている。

時に海内 主無し。人 自から恣なるを得。霍撫（霍達） 犒軍（軍隊を慰勞する）の名に借りて、多く公帑（公金）を取りて以て私橐（私腹）を肥やす。郡守（知府） 狡吏の

誑を聴きて倉廩(米蔵)を濫發し、以て衙蠹を潤す。而して防守の重事は絶口(口を閉ざす)して談ぜず(『蘇城紀變』不分卷・一葉・國學保存會印『國粹叢書』第三集・光緒三十二年(一九〇六)發行)。

(時に天下に主はなく、人々は、勝手次第であった。巡撫の霍達は、軍隊を慰勞することを名目にして、公金を持ち出して私腹を肥やした。知府の陳師泰は、悪賢い胥吏のでたらめを聞いて、米蔵を勝手に開き、役所の貪吏を潤してしまった。そして、蘇州防禦の重要事項は、口を閉ざして言い出さなかった)

ちなみに、蘇州府に属する嘉定縣も知縣が無策で混乱した状況であった。朱子素の『嘉定縣乙酉紀事』によると、つぎのように伝えている。

[弘光元年(順治二年)]五月十五日丙申、嘉定 始めて郷兵^{とうろく}を籍す。是の日 豫王 京城に入る。數日、嘉定の士民 亂る。十三日、始めて揚州の陥るを聞く。知縣の錢默 宵遁(夜に紛れて逃げだす)せんと欲す。百姓 道^{さえぎ}を遮り之を止む。乃ち士民の議を聴き、籍を按じて抽丁(壯丁を徵發する)し、以て他變に備え、太學生の須明徴を推して團練(團練の頭目)と爲す。[須]明徴 壯士を募り、甲仗(武器)を飭う。士大夫の城居する者は、亦た各々四門に部署(布置)し、毎夜 巡邏す。會する者は數千人なり。時に[錢]默意は官に在らず。人 紀法無し。郷兵の首領 衣甲銀を逼索(強求)すること不貲(測り知れない)なり。其れ諸生の廩糧(生員に支払う糧食)を索むる者、郷試の盤纏(旅費)を索むる者、胥役の工食(工錢)を索むる者、士卒の兵糧を索むる者、奸民の稅糧を納過するを索むる者、馬價銀を條編するを索むる者、堂皇(役所の広間)に聚讟すること、日に萬餘人なり。[錢]默 帑^{かねぐら}を開き之を取る所を恣にす。帑 空しくなるも猶お退かず。[錢]默 免れざるを懼れ、乃ち急を吳淞總鎮の吳志葵¹¹⁾に告げ、兵を以て自ら脱せんことを求む(痛史本『嘉定縣乙酉紀事』不分卷・一葉・「痛史」第十一種所收本・辛亥(一九一一年)十一月初版)。¹²⁾

知縣の錢默が逃げ出そうとしたのを、皆でさえぎり、むりやり職務を遂行させた。しかし、人々

11) 吳志葵について、痛史本『嘉定縣乙酉紀事』の「五月三十日辛亥」条の割注では、つぎのようにいう。

[吳]志葵 松江の人。同郡の夏吏部允彝と相い善し。名流と結納(交際)すること多し。其の吳淞に鎮するや、吳人 頗る倚りて以て重しと爲す。會たま北(清朝)の徵納(召用)の款(誠懇)急なり。[吳]志葵 自ら主する能わず。潛かに歸りて[夏]允彝に問う。[夏]允彝 方に舉義を謀る。困りて固く之を勉め、城堡を保たしめ、以て復圖と爲す。乃ち復た鎮に歸る。[吳]志葵の意は仍お姑くは北(清朝)に順い、兵柄を失わざらんことを冀う。而して又た降名に居るを恥ず。北(清朝)之を疑い、竟に委授の意無し。是に於いて巽懦(意気地なく)にして觀望し、海に入りて仰(今の上海市青浦縣西南、松江縣西和金山縣西北)に入り、成る無きに迄ぶ。始めは以て敢えて敵に當らず、輕がろしく吳淞を棄つ。終に以て勢孤力分す。而して嘉定を援うを失す。故に論者 謂う、嘉定の禍は、[吳]志葵 以て之を遣る有るなり、と(痛史本『嘉定縣乙酉紀事』不分卷・「五月三十日辛亥」条・一葉~二葉・「痛史」第十一種所收本・辛亥十一月初版)。

は自分勝手な要求を行った。知縣の錢默は縣の帑（かねぐら）を開き、取るに任せた。すっかり金銭がなくなっても、人々は役所から帰ろうとせず、知縣の錢默は恐れて、吳淞總鎮の吳志葵に助けを求めた、という。

（つづく）

Suzhou in 1645

Kunio TAKINO

Abstract

This article examines the situation in Suzhou in 1645 at the very beginning of Qing rule, focusing on the *Diary of Inner City Suzhou* (*Wu cheng riji*). Although the author of the *Diary of Inner City Suzhou* is unknown, it is probable that he was a member of the prefectural-level (“flourishing talent”) degree-holding class. The *Diary of Inner City Suzhou* describes the situation in Suzhou from a perspective different from that of the traditional literati. As such, by examining the diary, it is possible to throw light on how the ordinary citizens of Suzhou experienced the transitional period from Ming to Qing rule.

- ✓ 12) 『明季稗史初編』卷十三所収の『嘉定屠城紀略』の「五月十三日、嘉定縣聞維揚陷、留都將不守」条では、つぎのようになっており、内容に出入がある。

十五日、不肖の子衿（生員）縣治に羣集し、廩糧（生員に支払う糧食）・郷試の條編・盤纏（旅費）及び私贖（贈り物）・卷資（受験費用）の諸々の雜項（項目）を索むるも、分毫（すこし）も遂げず、攘臂（興奮する）して大呼す。奸胥・亂卒 勢いに乗りて刼（劫）奪す。城中 鼎沸す。舊令の錢默 本より純椅子（金持ちの子弟）なり。錯愕（あつという間のことに驚き）して爲す所を知らず。公帑を盡く發し堂上に置き、其の取る所を恣にす。潜かに重賄を明の嘉定總兵の吳志葵に出して、卒を遣りて衛り送り境を出でんことを求む。并せて禍を倡える數十人の姓氏を疏もして、悉く法に抵てんと欲す。隸卒 風を聞き、悉く遁れ去る。三十日、錢令（錢默） 間を得て（その期に乗じて）出亡（逃亡）す（『明季稗史初編』卷十三所収「嘉定屠城紀略」・「五月十三日、嘉定縣聞維揚陷、留都將不守」条：『荆駝逸史』所収の「東塘日筭」とは少し異同がある）。